日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人　調布学園
②設置大学名称	田園調布学園大学
③担当部署	総務・経理課
④問合せ先	044-966-9211
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 10 月 20 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 10 月 22 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.dcu.ac.jp/overview/information/index.html
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神である「捨我精進」を教育理念の基盤とし、これに基づく教育目的・目標・方針をホームページ（※1）をはじめ、大学案内等各種発行媒体に記載し、広くステークホルダーへ明示している。 〔参照 URL〕 ※1：https://www.dcu.ac.jp/overview/about/index.html
実施項目１－１②	**説明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部・学科・専攻及び大学院研究科の専攻ごとに「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」をホームページ（※2）に掲載し、これらに基づく体系的で組織的な教育への取組みにより、学生の学修成果を向上させ、学位授与にふさわしい人材を社会に輩出する過程を明示している。なお、学生の安定した学修環境の確保及び教育改善に資するため、全学的な取組みとして ALCS や PROG 等を実施するとともに、学修成果の可視化を図るため学修支援シートの作成及び教員との面談を実施している。 また、3つのポリシーの運用において、自己点検・評価結果（※3）に基づき実質化を検証し、不断の改善に取り組むことにより、教学マネジメントの確立・強化を図っている。 〔参照 URL〕 ※2：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/u7x2I1MM.pdf ※3：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/xTZihaUx.pdf
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とした「組織規程」等の諸規程により、教学関連の運営にかかわる権限や役割を明文化している。あわせて、学長を補佐する副学長の役割や移譲する権限なども別に定めている。 また、「教授会規程」において、原則として全学部合同の教授会を開催するとともに、各学部独自の議案については学部教授会を開催することができることとしている。教学上の重要事項について、教授会が学長の求めに応じて意見を述べる旨も明文化し、教授会の役割の明確化・透明化を図っている。

実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	学生の成長を基本に据えた大学運営を図り、持続的な発展を期すため、各種委員会及び教学マネジメントや大学改革関連の会議において、教員・事務職員が委員として参画し、相互に連携・協力する意識の醸成及び組織風土の形成が図られ、教職協働体制が構築されている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上を図るため、FD・SD 委員会が主体となり、資質向上に係る基本方針、FD 研修及び SD 研修の計画を策定し、各種会議を通じて周知したうえで実施している。令和 7 年度は、「授業力向上」「学生支援」「国際交流」「生成 AI」「Microsoft teams の活用方法」「私学法改正」などをテーマに FD 及び SD 研修会を実施した。 また、教育力の向上を図るため、学生による授業アンケートや教員による授業の相互参観を実施するなど、教職員の資質向上のための取組みを推進している。 〔参照 URL〕 ※4： https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/xTZihaUx.pdf

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育・研究・社会連携・財務・施設整備等の項目に大別し、大学改革に伴う諸課題を整理したうえで、データやエビデンスに基づき、収容定員充足率や就職率などについて KPI（重要業績評価指標）を設定し、5 年間の中期計画を策定している。また、策定した中期計画は理事会に諮るとともに、理事会では法人全体の重要課題への取組みを示した5年間のアクションプランを策定している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づく年度ごとの事業報告を各部門が作成し、学長の主導により検証・取りまとめを行い、その進捗を学内で共有し、年度ごとの事業計画への反映に努めている。また、学修者本位の教育研究の質保証の実現を目的に「学生の意見を聴く会」を開催し（※5)、学生から聴取した意見を精査・検討し、各関連部署と共有したうえで、必要に応じて年度ごとの事業計画の見直しに反映している。また、理事会に中期計画の進捗状況や年度ごとの事業計画を報告し、ホームページ（※6）に公表している。

	〔参照 URL〕 ※5： https://www.dcu.ac.jp/information/detail.html?CN=270540 ※6: https://www.dcu.ac.jp/overview/information/index.html

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	福祉・保育・教育・心理の分野において活躍するに必要な知識の涵養はもとより、国家試験合格（※7）や各種資格取得に向けたサポート体制の充実に努め、地域社会に求められる有為な人材を育成している。なお、卒業生の就職先に対し卒業アンケートを定期的に実施し、就職先からの評価を学内外に発信しており、地域社会との人材の適合性を検証している。（※8） また、聴講生や科目等履修生の制度に基づく社会人等の受入れや公開講座・ボランティア専門講座の開設を通じて、本学における学びを広く社会に開くとともに、教育研究活動の成果を社会に還元し、知識の涵養に努めている。 〔参照 URL〕 ※7：https://www.dcu.ac.jp/career/assist/index.html ※8：https://www.dcu.ac.jp/topics/detail.html?CN=271040
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	各自治体や企業・団体等との連携強化を図り、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。 また、本学の専門分野に関連する講座の開設、イベントの実施及び相談機関等の運営により、地域社会に寄り添った親しみやすい大学運営に努めている。（※9） 〔参照 URL〕 ※9：https://www.dcu.ac.jp/local/index.html

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	大学構成員に対する各種研修等を通じてキャンパス・ダイバーシティへの理解を促進するとともに、ハラスメント防止ガイドラインの周知、学生への説明、教職員向け研修会の実施などハラスメントの防止やトラブルリスクの回避に努めている。(※10)　また、留学生や社会人向けの入試制度を設定し、多様な背景を有する学生の受入れを推進している。（※11） 障害を有する学生（令和 7 年度は 37 名在籍）に対しては「障害学生

	支援室」を開設し、修学上及び学生生活上の支援を行うとともに、当該学生に配慮した学修環境・施設設備の充実に努めている（※12)。さらに、通称名の使用や性別に関する多様な対応についての検討も開始している。 〔参照 URL〕 ※10：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/RcFJt2B2.pdf https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/GLBbaE8j.pdf ※11: https://www.dcu.ac.jp/admission/guidelines/document/2027_gakuen_foreigner.pdf https://www.dcu.ac.jp/admission/guidelines/document/2027_hennyu_syakaijin_bosyu.pdf ※12：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/yOV7vb4E.pdf https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/rJxSDuk6.pdf https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/inxJ34Uv.pdf https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/Rdzyq4KM.pdf
実施項目２－２②	**説明**
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画の実現や女性活躍促進を考慮し、役員や評議員等の登用に際しては、性別に捉われることなく適任者を選定することとしている。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成、職務、任期等を「学校法人調布学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）（※13）に明確に規定し、併せて理事長及び代表業務執行理事の職務についても寄附行為上で明示している。 また、寄附行為において理事選任機関を評議員会と規定するとともに、理事の定数及び選任条項を明示し、選任過程の透明性を確保している。 〔参照 URL〕 ※13：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/vZW9P7UP.pdf
実施項目３－１②	**説明**
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の招集、運営及び決議に関する事項や、業務執行上の重要事項等は評議員会の意見を聴取し、決議に際しては必要に応じて双方による協議を経るなど、理事会と評議員会が協働して本法人の適正な運営を図ることを寄附行為に定め、理事会と評議員会との相互牽制体制の実質化を図ることにより、透明性を確保している。

実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事には、本法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう、有益な情報の提供、研修の機会の確保・充実に努めている。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、その資格及び任期、職務並びに権限等を寄附行為に明確に規定している。 また、寄附行為において、監事及び会計監査人の選任機関を評議員会と規定し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事並びに会計監査人は、毎年度監査計画、監査方針を策定し、本法人及び本学の業務、財産及び会計に関する事項について監査し、双方による日常的な情報共有を図りながら連携体制を確立し、本法人及び理事の業務の適切な執行に資するよう意見交換を行っている。なお、内部監査室については今後検討する。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事には、十分かつ適切な監査が実施できるよう、監査業務を支援するための情報提供や研修の機会の確保に努めている。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の資格及び構成、職務、任期等を寄附行為に明確に規定している。 また、寄附行為において、評議員は評議員会において選任するものと規定し、選任基準及び構成割合を明確にすることにより、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の職務、理事会による諮問事項及び決議事項、招集及び運営に関する事項、業務執行上の重要事項は理事会に対し意見を述べることなど、評議員会と理事会とが協働して本法人の適正な運営を図ることを寄附行為に定め、双方による相互牽制体制の実質化を図ることにより、透明性を確保している。

実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員には、本法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう、有益な情報の提供、研修の機会の確保・充実に努めている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理体制の一環として、災害発生時に組織的に取り組むべき具体的な方針を定めた「田園調布学園大学防災管理計画」、研究活動上の不正行為の防止等を定めた「田園調布学園大学研究活動における不正防止等に関する要綱（※14)」、ハラスメント事案への防止や対策を規定した「ハラスメント防止対策規程（※15)」等を整備し、学内ポータルサイトにて常時閲覧に供するなど、本学構成員の理解促進に努めている。 〔参照 URL〕 ※14：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/b36YoNDz.pdf ※15：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/GLBbaE8j.pdf
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	健全で適正な大学運営及び社会的信頼の維持に資することを目的とした「田園調布学園大学コンプライアンス規程」（※17）を定め、業務執行上、法令、寄附行為及び規程等を遵守するようコンプライアンスの推進体制を整備するとともに、内部通報窓口の周知（※16)、担当委員会の設置、防止活動、事案への対応等、組織的に取り組んでいる。今後も公益通報への対応体制の整備に努めていく。 〔参照 URL〕 ※16：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/WhWTEGgY.pdf ※17：https://www.dcu.ac.jp/cms/files/dcu/kanri/0150/uxYSpGf7.pdf

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本法人及び本学の取組状況への理解促進を深めるため、関係法令及び寄附行為をはじめとする学内諸規程に基づき、ホームページ（※18）及び各種媒体等、適切な手段により、情報公開を推進している。 〔参照 URL〕 ※18：https://www.dcu.ac.jp/overview/information/index.html
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学の教育研究活動、学生活動及び社会連携活動等への取組状況を、ステークホルダーの視点に立ち、親しみやすく、理解しやすい表現・手法により、ホームページ（※19）を通じてタイムリーに情報発信を行っている。 〔参照 URL〕 ※19：https://www.dcu.ac.jp/index.html

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明